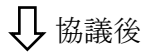


自治会がごみステーションを新設・変更・廃止する場合

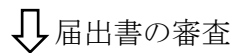
(自治会) 事前にごみステーションの設置場所等について、クリーンセンターと協議する。



(自治会) 『ごみステーション（新設・変更・廃止）届出書（第2号様式）』提出

添付書類 ・ごみステーションの位置図
・土地所有者等の承諾を受けたことが確認できる書類
(ごみステーションの廃止の場合は除く。)

※収集の開始や終了、場所・形状等の変更を希望する日の15日前までに提出



(市) 自治会へ審査結果を通知



(自治会) ごみステーションの新設・変更・廃止

ステーション設置承認基準

- ・利用戸数が10戸以上
- ・安全に収集ができる場所 など

参考 自治会がごみ集積施設を整備する場合【ごみ集積施設整備事業補助金】

ごみ集積施設（収納容器・散乱防止用品、固定施設）を整備する自治会に対し補助金を交付します。

クリーンセンターと事前協議後、補助金交付申請書等の提出が必要になります。詳しくはお問い合わせください。

(補助基準)

補助対象			補助率	補助限度額
収納容器・散乱防止用品	新設	事業費のうち設置工事費・改修工事費・本体購入費・材料購入費等が対象	対象事業費の2分の1の額	4万円
	改修			
固定施設	新設			50万円
	改修			